

農山漁村振興交付金フル活用のおすすめ

1. 新しい農村政策の構築（概要）
2. 農山漁村振興交付金の概要
3. 地域活性化対策
4. 中山間地農業推進対策
〔参考〕中山間地域所得確保対策
5. 山村活性化対策
6. 農山漁村発イノベーション対策
7. 農泊推進対策
8. 農福連携対策
9. 最適土地利用対策
10. 情報通信環境整備対策
11. 都市農業機能発揮対策
12. 農山漁村地域づくりホットラインの活用

令和4年1月

農林水産省 農村振興局

農山漁村振興交付金

【令和4年度予算概算決定額 9,752 (9,805) 百万円】

<対策のポイント>

地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を取組の発展段階に応じて総合的に支援し、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しします。

<政策目標>

都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人〔令和7年度まで〕）等

<事業の全体像>



農山漁村の活性化・自立化

コミュニティの維持

※下線部は拡充内容

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）

農山漁村振興交付金のうち 地域活性化対策

【令和4年度予算概算決定額 9,752 (9,805) 百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域住民が生き生きと暮らしている環境の創出を行うためのきっかけをつくり、農山漁村について広く知ってもらうことを目的として、農山漁村の活性化を推進します。

<事業目標>

地域課題の抽出や、課題解決のための活動計画の策定・実証を行う地域の創出（100地域〔令和6年度まで〕）

<事業の内容>

1. 活動計画策定事業

- ① 農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による**地域活性化に向けて、アドバイザーを活用したワークショップ**等を通じた**地域の活動計画策定**を支援します。
- ② **活動計画に掲げられた取組を実施するための体制構築、実証活動及び専門的スキルの活用等を支援**します。
【事業期間：3年間、交付率：定額（上限：1年目500万円、2年目250万円等）※】

※条件不利地においては、交付期間の延長・上限額の加算措置あり。また、専門的スキルを活用する場合には、交付期間の延長・上限額の加算措置あり。

2. 農山漁村関わり創出事業

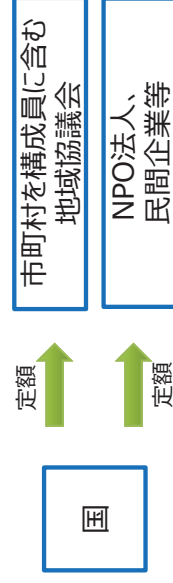
- ① 農繁期の手伝いや地域資源の保全等の農山漁村での様々な活動について、**農山漁村に興味がある多様な人材が関わる**ことができる**仕組みを構築**する取組等を支援します。
- ② 農山漁村の**地域づくりを担う人材（農村プロデューサー）の育成等**を支援します。
【事業期間：2年間等、交付率：定額】

3. 農山漁村情報発信事業

農山漁村のポテンシャルを引き出して**地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良な事例の横展開**や、多様な価値を有する**農業遺産等の主に若年層を対象とした理解醸成及び保全・活用にに向けた基盤・体制づくり**を目的とした、**情報発信の取組**に対して支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

- (1)の事業
- (2、3の事業)

(1)の事業、2①の事業)

(2②の事業)

(3の事業のうち優良事例の横展開)

(3の事業のうち理解醸成及び基盤・体制づくり)

農山漁村振興局都市農村交流課

農村計画課

都市農村交流課

鳥獣対策・農村環境課

(03-3502-5946)

(03-6744-2203)

(03-3502-5946)

(03-6744-0250)

<事業イメージ>



地域の活動計画の策定
(ワークショップの開催)



体制構築及び実証活動
(高齢者の移動確保)



農作業体験



農山漁村の多様な活動への参加



WebサイトやSNSによる
優良事例の情報発信



多様な地域資源の理解醸成や
保全・活用にに向けた基盤・体制づくり

■ 地域活性化対策のうち活動計画策定事業 【令和4年度予算概算決定額 9,752 (9,805) 百万円の内数】

○ 事業実施主体となる地域協議会に対して、地域の活動計画づくり等の支援を行う。

事業実施体制

市町村を構成員に含む地域協議会

地域協議会

行政 (必須)

地域住民団体

農業協同組合

林業団体

漁業団体

商工団体

観光団体

経済団体

生産者団体

自治会

NPO

教育機関

その他

地域協議会の取組への支援

事業内容等

活動計画策定事業

農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による次の①から③までの取組に係る活動計画づくりを支援

- ① 都市と農山漁村の人々が交流するための取組
 - ・ 教育旅行農業体験、地域資源を活かした体験プログラム等
- ② 都市住民が農山漁村に定住するための取組
 - ・ 定住促進体験ツアー、お試し暮らしの実験等
- ③ 農山漁村で暮らす人々が引き続き住み続けるための取組
 - ・ 公共交通予約アプリの開発、買い物支援、見守りサービス等



地域の活動計画の策定
(ワークショップの開催)



体制構築及び実証活動
(高齢者の移動確保)

【具体的な事業内容】

(1) 地域の活動計画の策定

アイウ
アドバイザーを活用したワークショップの開催
先進地視察・セミナー参加
活動計画の策定

(2) 体制構築及び実証活動等

アイウ
取組を実施するための体制構築
取組の具現化に向けた実証活動
取組の具現化のためICT等専門的スキルの活用

※上記のうち、(1)イ及び(2)ウの取組以外の全ての取組を実施することが必要

交付額

【基本額】

1年目の上限額 500万円

2年目の上限額 250万円

3年目は0万円

【条件不利地域の場合】

各年度基本額に 100万円を加算

【専門的スキルを活用する場合】

各年度基本額に 250万円を加算

1年目
合計上限 850万円

基本額 上限 500万円	2年目 合計上限 600万円		3年目 合計上限 350万円
	基本額 上限 250万円	条件不利地域 100万円加算	
条件不利地域 100万円加算	条件不利地域 100万円加算	条件不利地域 100万円加算	条件不利地域 100万円加算
専門的スキルの活用 250万円加算	専門的スキルの活用 250万円加算	専門的スキルの活用 250万円加算	専門的スキルの活用 250万円加算

活動計画策定事業の具体的な活用イメージ

○スモール・ビジネスの育成

地域資源を活用して、規模は小さくても外貨を獲得するための事業計画を策定して実践

(取組の例)

- ①スモール・ビジネスにおいて有用な地域資源や自然環境について、地域住民や地元企業等でワークショップ（話し合い）を実施
- ②経営戦略や収支に係る事業計画を策定
- ③**実施体制**を構築の上で**実証事業**を行い、事業の本格化につなげる
- ④ ①～③の活動に伴走する**専門スキルを持ったアドバイザーを活用**

活用可能な地域資源の発掘

自然・景観

郷土商品

空き家



事業計画の策定



実証事業
・商品化
・試験的実施

○地域の将来プランの策定

集落機能を継続・維持していくため、地域住民の主體的な参画による、**地域の現状把握と将来プランの策定**

(取組の例)

- ①**アドバイザー**とともに、農業就業人口等の現状把握、人口の安定化のための**目標の検討**
- ②**ワークショップ（話し合い）**を通じて、自治会、行政機関、農業法人、商工・福祉・子育て等各団体の関係性を見える化し、**地域運営の強み・弱みを整理**
- ③農業法人等を中心に組みむべき活動と目指す姿＝「**将来プラン**」を策定
- ④市町村等との連携した**実施体制のもとでプランを実践**

ワークショップを通じて地域の強み・弱みを整理



プランを
実践

○スマート定住構想の実践

ICTを最大限活用して、定住条件を強化するための総合的な活動計画を策定して実践
(令和元年度より全国13カ所で実施)

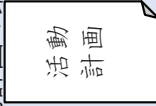
(取組の例)

- ①**先進地視察**、**ワークショップ**を通じて、**定住のための課題・ニーズの把握**
- ②買い物、交通、福祉、教育、農業などの分野において、**ICTを活用したシステム開発など活動計画を策定**
- ③協議会等の**実施体制を構築**し、活動計画に基づく**実証活動を実施**
- ④①～③の活動に伴走する**専門スキルを持ったアドバイザーを活用**

定住のための課題・ニーズ把握



活動計画の策定



実証事業
・システム開発
・トライアル実施

○スマートフードシステムの実践

地域の直売所におけるPOSデータを調査し、消費者ニーズを分析すること、直売所の運営計画や生産者の作付計画に反映

(取組の例)

- ① **地域の直売所のPOSデータを調査し、消費者ニーズを分析すること、地域の需要見える化**
- ② ①を踏まえ、地域の生産者や地域の消費者等で、**ワークショップ（話し合い）を実施し、直売所の運営計画や生産者の作付計画を策定**
- ③ 直売所の運営者や生産者が、②で策定した**計画を実践**

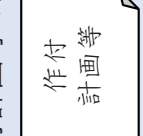
POS調査・分析



ワークショップ



作付計画等の策定



計画を
実践

事業活用に当たってよくある質問

Q1 公募の結果はいつわかりますか？

A1 通常、締切の1か月後頃。

Q2 交付金交付候補者に選定された後、いつから事業に着手できますか？

A2 選定通知から1か月以内に地方農政局長等あてに事業実施計画書を提出し、事業実施計画承認後、更なる手続きを経て交付金交付決定通知以降となります。

Q3 候補者選定以降、交付決定まではどのような手続きが必要ですか？

A3 交付決定までの手続きは以下のとおりです。
地方農政局長等あて事業実施計画書承認申請 ⇒ **計画承認通知**
地方農政局長等から事業実施主体あて割当内示（北海道以外）
地方農政局長等あて交付申請 ⇒ **交付決定通知**

Q4 交付金による支援はどの時点から対象となりますか？

A4 支援の対象は交付決定後の取組とし、交付決定以前の取組は支援の対象とはなりません。

Q5 交付金の支援の対象とならない経費はありますか？

A5 支援の対象とならないのは、活動を維持するための運転資金、初期投資費用（事業完了後も使用する備品、調度品等）、汎用性の高い物品購入費用、事業実施主体及びその構成する団体の経常的運営に要する経費（協議会構成員や通年雇用する事務補助職員の人件費等）等があり、事前に所管する地方農政局等に確認してください。

Q6 交付金はいつ支払われますか？また、概算での支払いは可能ですか？

A6 交付金の支払は、事業終了後の精算払（後払い（実績精算）とする）が原則となりますので、事前に取組に要する費用の全額を用意していただく必要があります。
また、事業終了前の支払い（概算払）については、条件が整った場合に行うことがありますが、様々な制限が設けられています。



農村の活性化に向けた地域住民主体の取組事例

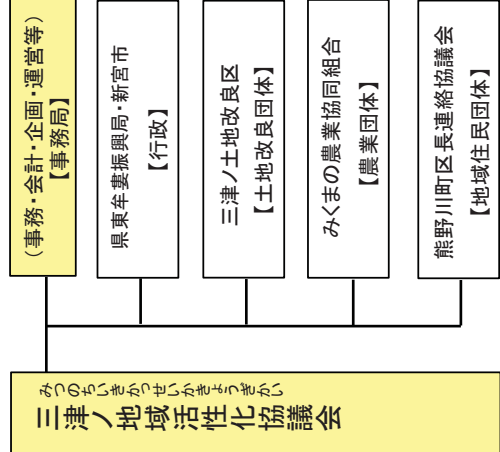
和歌山県新宮市三津ノ地域の取組

【地域の現状と課題】

当地域は、赤木川と熊野川の合流部に位置し、水稲を中心とした農業生産や林業で発展してきたが、若年層の地区外流出が進み、地域の活力が低下している。地域の農産物、観光資源、直売・加工の連携による所得の向上、鳥獣被害の対策、独居高齢者が増加しており、集落ぐるみの生活支援が課題となっている。



【三津ノ地域活性化協議会の取組】



平成27年度「農村集落活性化支援事業」採択地区

- ① 多様な担い手による集团的農業生産活動、生き甲斐型農業による所得向上
- ② 「顔が見える流通」があり、新宮市の食を支え、流通と生産の連携が機能
- ③ 世代や立場を超えた地域交流が活発で人々が支えあう農村地域を目指す

地域の将来像づくり

- 地域の将来像づくりに向けた地域でのワークショップの開催や先進地の視察、セミナーへの参加。

活動体制の構築と実践活動

- 地域資源の循環(特産品開発、新規導入作物検討、等)
- 鳥獣害防止対策(対策モデル園の設置、対策の普及浸透等)
- 地域維持活性化対策(優先集荷、配食サービス試験等)
- 担い手対策(情報発信、体験農園、技術指導等)

令和元年度 農村集落活性化支援事業 (取組5年目) 【三津ノ地域活性化協議会】 (実績額:1,770,108円)

事業実施期間:平成27年度～令和元年度 地区の範囲:旧小学校区

令和元年度 取組実績(体制構築及び実践活動) (補助金実績額:1,770,108円)

地域資源の循環

- 新規野菜の栽培推進(試験園設置)(エビイモ、春植え野菜、プロッコリー、タカナなど)
- 地域産物を活用した加工品開発(タカナ)



トウモロコシの種まき



地域産物の加工品開発

鳥獣害防止対策検討

- 新規導入作物検討に併せて対策モデル園の設置
- 電気柵設置研修会の開催
- 先進地の視察(丹波篠山市)



電気柵の設置



鳥獣害対策研修会(丹波篠山)

地域の維持・活性化対策

- くまのがわ市の開催(10回)
- 配食サービスモニターの実施(1回)



くまのがわ市の開催



配食サービスモニターの実施

担い手育成対策

- 農作業体験会を一般募集し、9組参加(サツマイモの植え付け・収穫)
- 体験交流の実施(3回)(中学生等の稲刈り体験、芋掘り体験)



農作業体験会(一般募集)



中学生の稲刈り体験

農山漁村振興交付金(地域活性化対策)のうち 農山漁村関わり創出事業

【令和4年度予算概算決定額 9,752 (9,805) 百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域の課題や需要に応じて、農山漁村地域における様々な取組に、多様な人材が関わることができ、仕組みの構築や、課題解決に向けた取組のコーディネート等を行う地域づくり人材の育成等に、関係人口を創出・拡大し、農山漁村の活性化を推進します。

<事業目標>

地域課題の抽出や、課題解決のための活動計画の策定・実証を行う地域の創出（100地域〔令和6年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農山漁村関わり創出事業

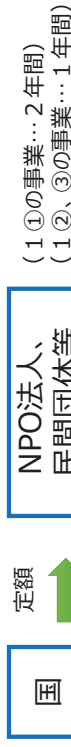
① 農山漁村体験研修の実施
農繁期の手伝いや地域資源の保全等の農山漁村での様々な活動について、**農山漁村に興味がある多様な人材が関わることができる仕組みを構築する取組**等を支援します。
人材の派遣先の**農山漁村における人材ニーズを調査**するとともに、派遣される**人材に対する事前研修**を実施します。

② 情報の発信及び共有
受入地域や参加者の募集に際しての一元的な広報や実施主体同士の情報交換の場となるプラットフォームの構築等、農山漁村体験を更に効果的に実施するための取組等を支援します。

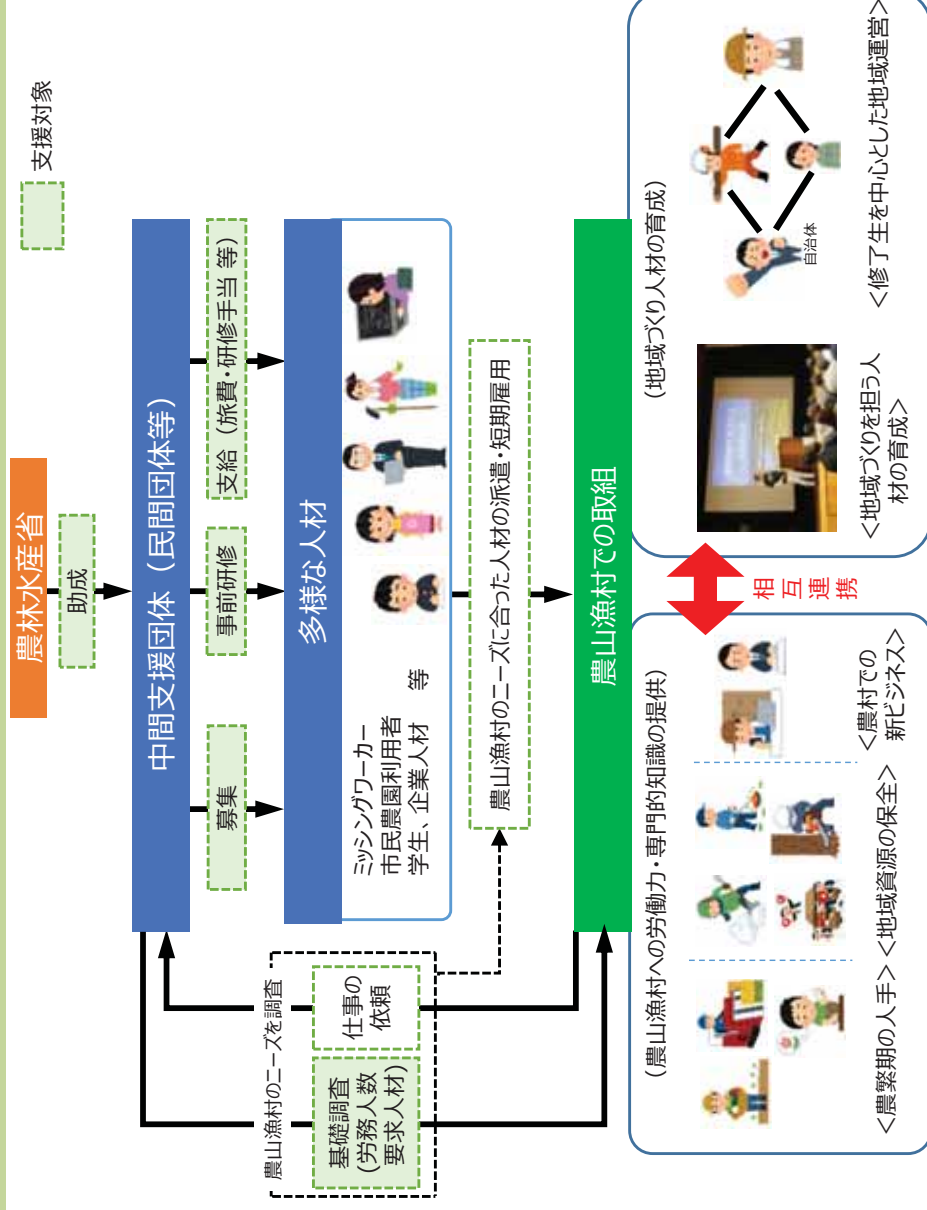
③ 農村プロデューサー養成講座
農山漁村の課題解決に向けた取組のコーディネーター等の**地域づくりを担う人材の育成**等を支援します。

※ 下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】

(1①②の事業) 農村振興局都市農村交流課

(03-3502-5946)

(1③の事業)

農村計画課

(03-6744-2203)

<対策のポイント>

中山間地域において、中山間地農業ルネサンス事業の地域別農業振興計画を深化させる取組、地域の特性を生かした複合経営等の多様な農業の推進、複数の農村集落の機能を補完する「農村型地域運営組織（農村RMO）」の形成等に対する支援を実施します。

<事業目標>

中山間地域の特色を活かした営農と所得の確保に取組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 中山間地農業ルネサンス推進事業

① 中山間地農業ルネサンス推進支援

中山間地域等の特色を活かした総意工夫あふれる取組及び地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組等を支援します。

② 元気な地域創出モデル支援

収益力向上に向けた具体的な取組を後押しすることで、全国の取組の見本となる優良事例創出の加速化を推進します。（上限500万円/地区）

③ 地域レジリエンス強化支援

平常時から中山間地域と都市地域において持続的な関係を構築し、自然災害のよ
うな不測の事態が生じた際にも、都市地域の避難民受け入れといった災害時の円滑
な避難対応等を実現するため、地域レジリエンス強化連携協定の締結、協定に基づく
活動を支援します。（上限500万円/地区）

④ 中山間地複合経営実践支援

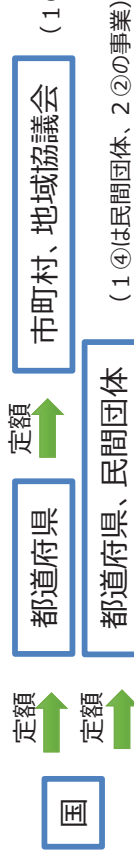
中山間地域において、地域外からの移住者等が取組みやすい多品目の組み合わ
せにより、地域特性に応じた複合経営を実践する取組を支援します。

2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

① 農村RMOモデル形成支援

② 農村RMO伴走支援体制の構築

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 中山間地農業ルネサンス推進事業

○ 中山間地農業ルネサンス推進支援



《「ニュー開発の講習会」》



《「専門家を招いたワークショップ」》



《「農薬使用に関する研修会」》

○ 元気な地域創出モデル支援



《「実証ほ場の設置」》



《「加工品の試作」》



《「棚田を望む東屋」》

○ 中山間地複合経営実践支援



ニトマト



ぶどう



シヤクヤクの根



原木しいたけ

2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

複数の農村集落の機能を補完する「農村型地域運営組織（農村RMO）」の形成を推進

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

農山漁村振興交付金のうち
中山間地農業推進対策（中山間地農業ルネサンス事業）
元氣な地域創出モデル支援

【令和4年度予算概算決定額 9,752（9,805）百万円の内数】

事業要件等

事業内容：地域別農業振興計画の実現に向けた具体的・先進的な活動を支援するため、事業実施主体にモデル事業としてメニューを用意。（右枠のメニュー一覧を参照。）優良事例の創出を加速し、事例の横展開を推進。

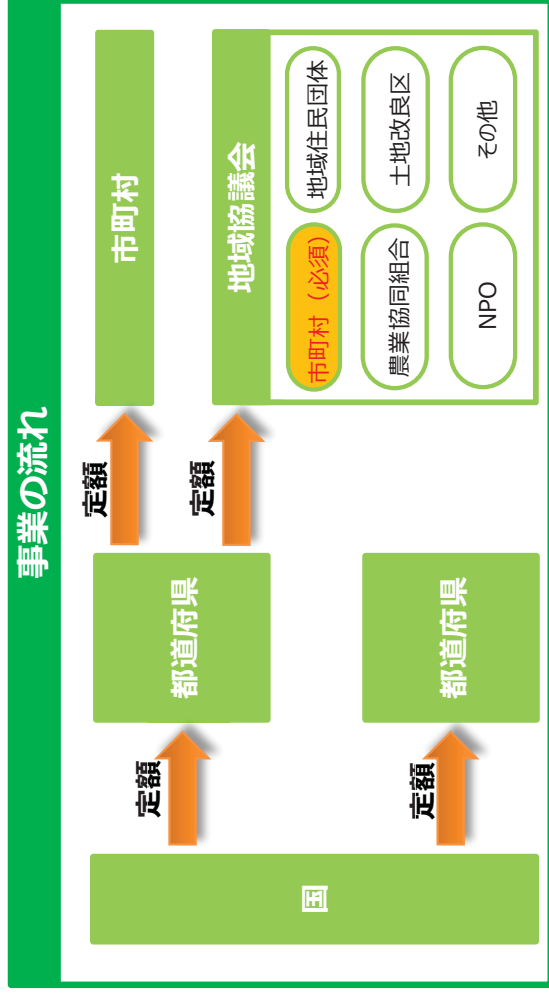
対象地域：過疎、特定農山村、振興山村、離島、半島、沖縄、奄美、小笠原、特別豪雪地帯、指定棚田、旧急傾斜法の指定地域、農林統計上の中山間地域

実施主体：都道府県、市町村又は市町村を構成員に含む地域協議会

交付上限：500万円/地区/年度

交付率：定額

実施期間：1年間



メニュー一覧

以下の4つのメニューを用意。

ア 高収益作物の生産

→野菜、果樹、花き等の高収益作物の導入、生産、販売。



香たまねぎの定植



抹茶原料茶葉の栽培

イ 高付加価値化・販売力強化

→品質向上、加工等により農産品の付加価値を向上、ブランド化等の販売力強化。



大型量販店でのPR活動



メニュー開発の講習会

ウ 棚田地域の保全・振興

→棚田地域等の振興、維持及び保全に関する多様な取組の実践。



棚田を望む東屋



田んぼアート

エ 複合経営等の実践

→農業、畜産、林業に加え、他の仕事も含めた多様な組合せによる複合経営等の実践。



ミニトマト



原木しいたけ

野菜と林業の複合経営

交付対象経費

旅費（調査等旅費、委員等旅費）、諸謝金、委託費、事務費（通信運搬費、報酬・給与等）、土地基盤・機械・施設等整備費（実証ほ場の整備等セミハードを含む）

農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業 ～地域で支え合うむらづくりの推進～

【令和4年度予算概算決定額 9,752 (9,805) 百万円の内数】

<対策のポイント>

中山間地域において、複数の農村集落の機能を補完する「農村型地域運営組織（農村RMO）」の形成により地域で支え合うむらづくりを推進するため、農村RMOを目指してむらづくり協議会等が行う実証事業等の取組や協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組に対する支援を実施します。

<事業目標>

農用地保全に取り組み地域運営組織（100地区【令和8年度まで】）

<事業の内容>

1. 農村RMOモデル形成支援

地域協議会等が作成する将来ビジョンに基づき農用地保全、地域資源活用、生活支援にかかる調査、計画作成、実証事業等の取組を支援します。
【事業期間：上限3年間、交付率：定額】

2. 農村RMO伴走支援体制の構築

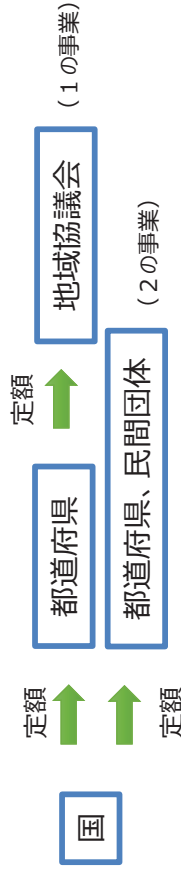
農村RMO形成を効率的に進めるため、中間支援組織の育成等を通じた都道府県単位における伴走支援体制の構築や、各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行う全国プラットフォームの整備に対して支援します。

農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）

複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織

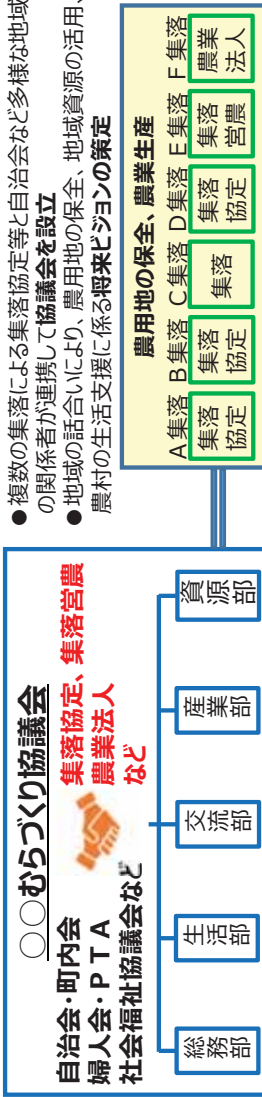
※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>

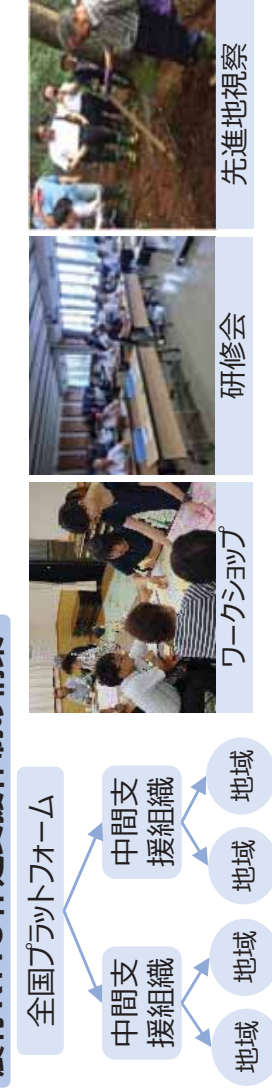
農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ



農村RMOモデル形成支援



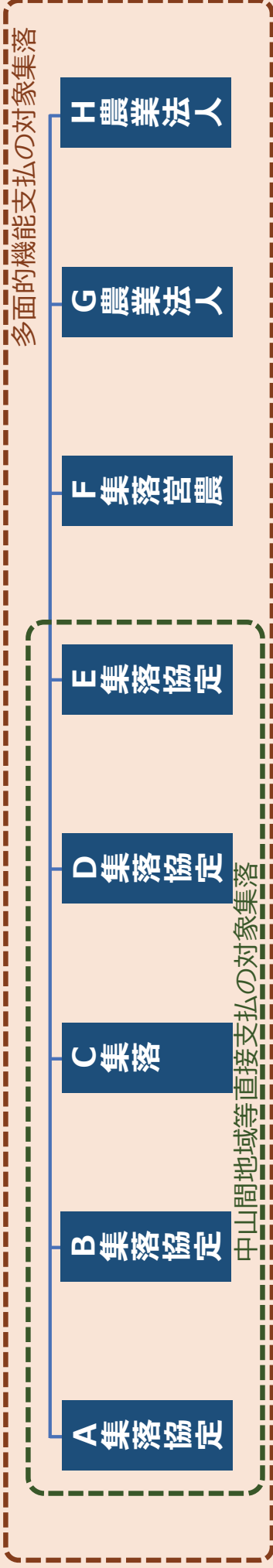
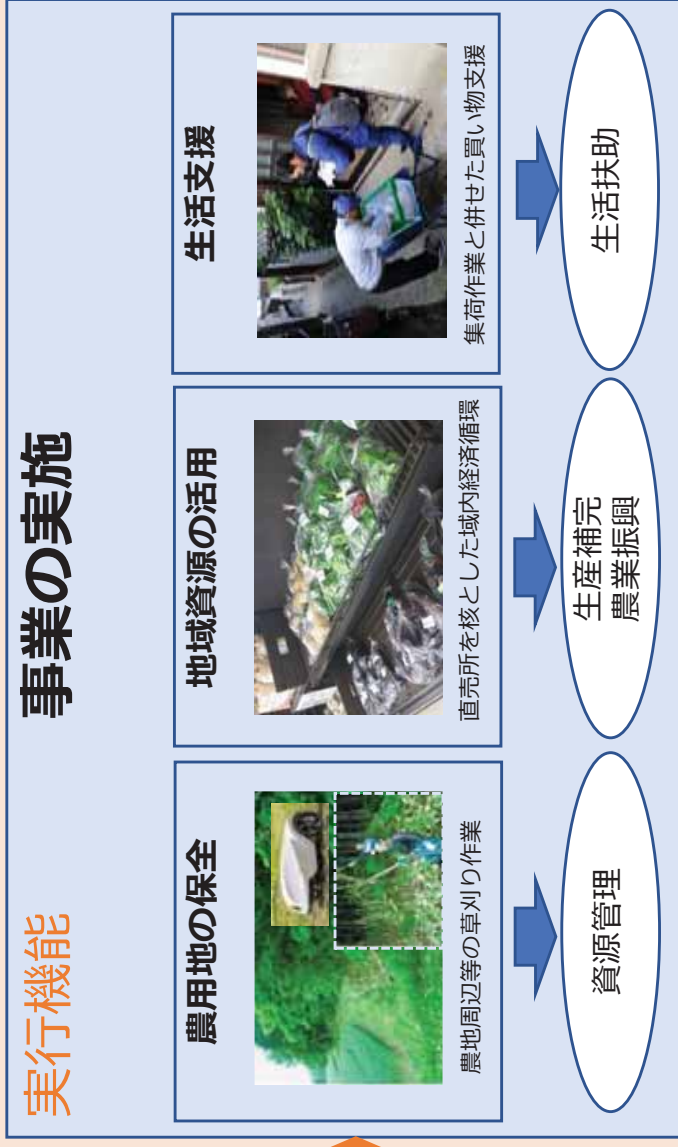
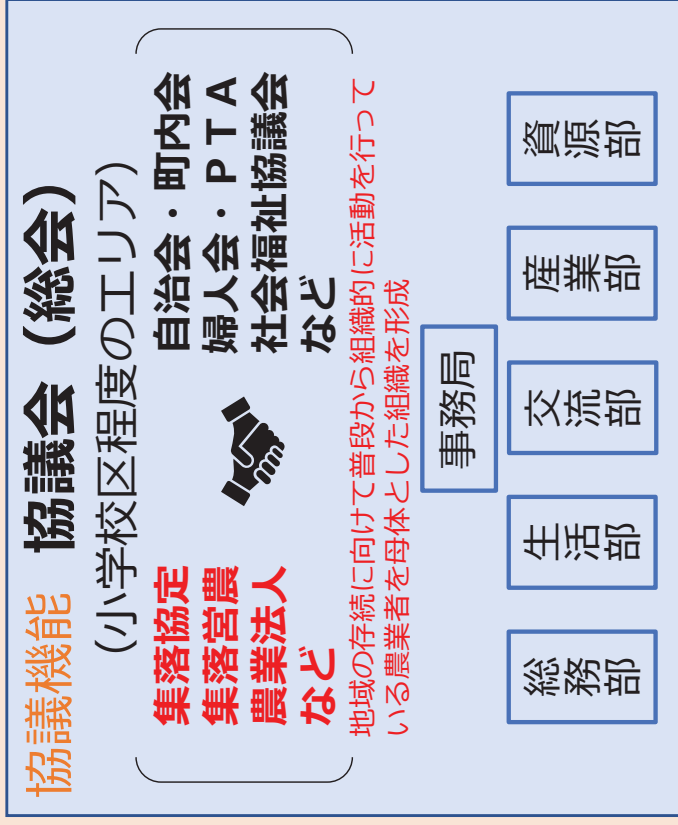
農村RMO伴走支援体制の構築



中山間地域の保全のための農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ

複数の集落による集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織と、自治会、社会福祉協議会など多様な地域の関係者とが連携して協議会を設立し、農村RMOの活動の基本となる農用地等の保全、地域資源の活用、農山漁村の生活支援に係る将来ビジョンを策定し、これに基づき各事業を実施。

農村RMO※



中山間地域等直接支払、多面的機能支払による共同活動、組織的活動の下地

※ 地域運営組織が開発する活動は多種多様であり、法人格を持たない任意団体（自治会・町内会、自治会等の連合組織など）をはじめ、NPO法人、認可地縁団体、一般社団法人、株式会社、合同会社など多様な法人制度を活用。

農村型地域運営組織の事例（高知県梶原町松原地区）

地域の概要

「松原区」の集落活動センターでは、住民による運送サービス等の生活支援、中山間直接支払の集落協定等による農用地管理活動、加工販売施設を活用した経済活動を展開

① 生活支援

旧村を6つの区として自主防災や健康づくりなど、基礎的な自治活動を実施

地域からガソリンスタンドが消える危機感をきっかけに、平成23年にNPO法人「絆」を設立し、地域交通や配食サービスを開始
平成24年には住民出資で「(株)まつばら」を設立し、ガソリンスタンド運営を継承

② 農用地等保全

中山間地域等直接支払は、平成12年度より町内34協定で取組を開始
平成17年度より町内を6区6協定に広域化し取組を効率化

③ 地域資源活用

(株)まつばらは、給油所事業に始まり、地域食材販売、農林業資材集出荷等の複合経営に発展

平成26年には加工販売施設「あいの里」を設立し、特産品づくりやレストラン運営を展開



高知県

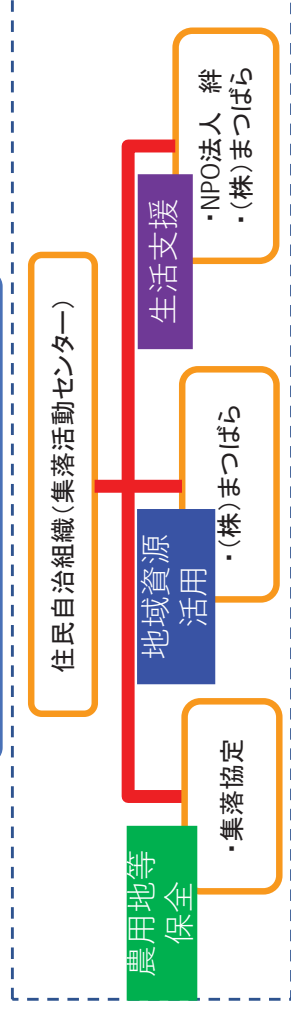
【R2年度実績】

- 中山間支払（松原集落協定）
協定面積：12.6ha
交付金額：224万円
〔個人配分60%、共同取組活動40%〕
主な協定参加者：農業者31人
非農業者0人
協定開始：H12

活動内容と発展過程



農村組織体制



【生活支援】



【農用地等保全】



【地域資源活用】

1. 「農村RMO」の形成にあたって各府省所管の各種制度を活用

<農村RMOとの関わりが想定される制度>

総務省

- 集落支援員
- 地域おこし協力隊
- 地域プロジェクトマネージャー
- 地域力創造アドバイザー

内閣府

- 地域活性化伝道師

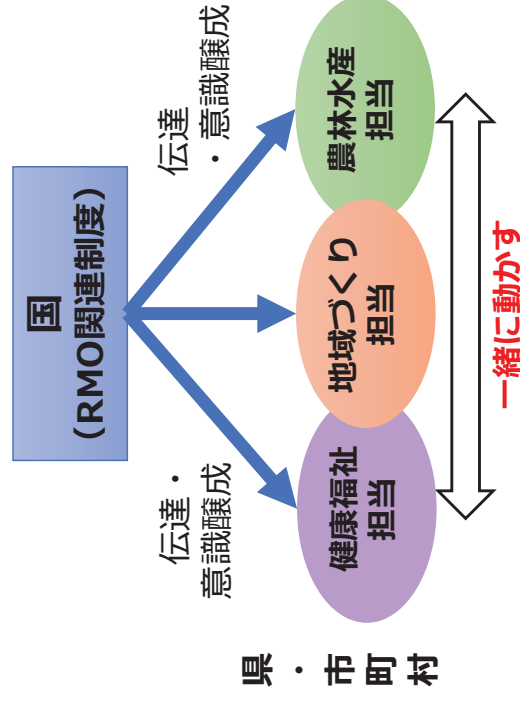
厚生労働省

- 生活支援コーディネーター
- 介護保険法に基づく地域支援事業
- 重層的支援体制整備事業

国土交通省

- 小さな拠点を核とし、たふるさと集落生活圏形成推進事業
- 国土の管理構想(地域管理構想)

2. 各省が実施するRMO関連の制度等に関する都道府県・市町村の担当部局への説明において、農林水産省から農村RMO形成推進施策を情報提供し、各地域の一体的な取組を促進



3. 関係府省連絡会議（農村RMO形成促進に関する情報共有の場）の形成

【関係府省等】 総務省、内閣府、厚生労働省、国土交通省、農林水産省、各種団体等

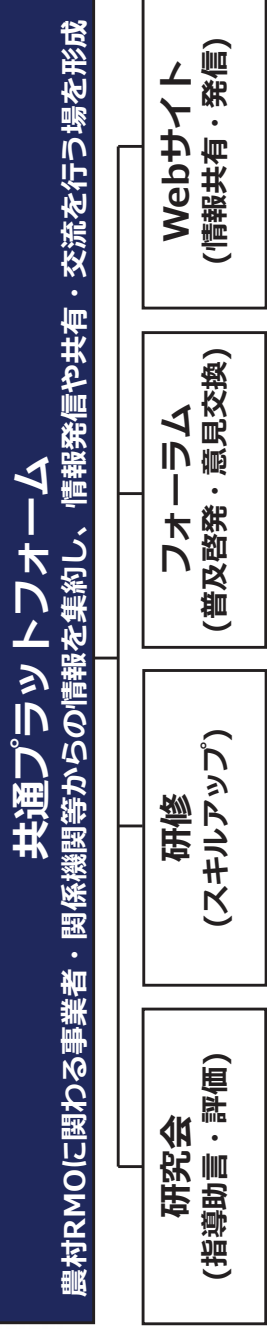
【会議の内容】 ①現場情報の共有

②関連施策の共有

農村RMO形成推進に関する推進体制について

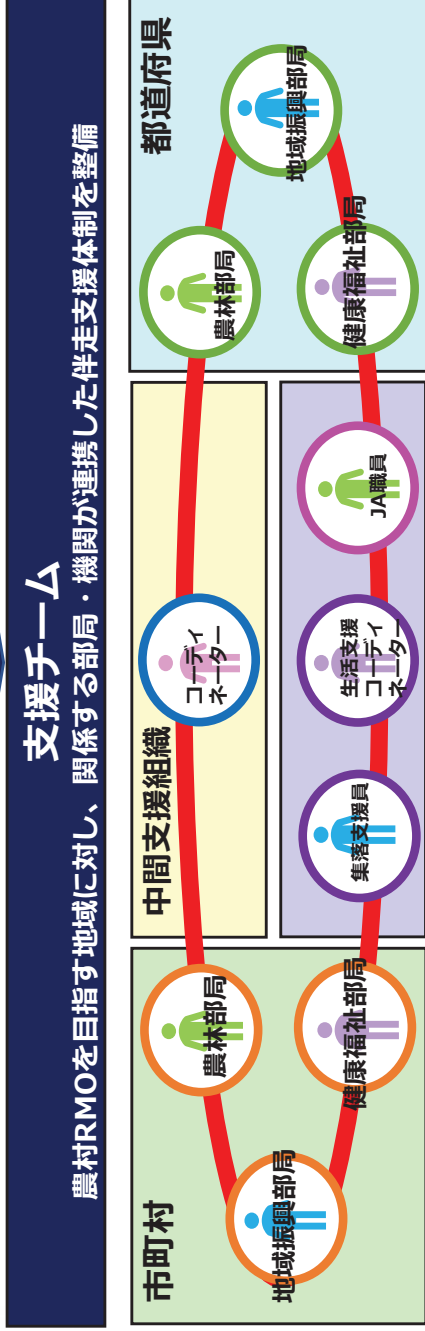
○ 農村RMOを効果的に形成するため、全国レベル、県域レベル、地域レベルの各段階における推進体制の構築等を支援する。

【全国レベル】



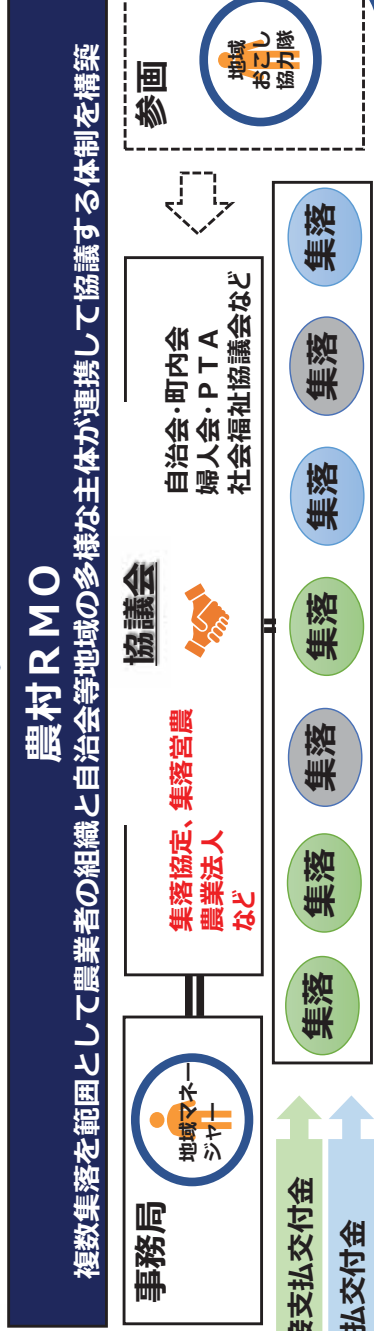
情報・ノウハウを蓄積し、全国に普及

【県域レベル】



部局横断的な支援チームを形成し、伴走支援を実践することで、ノウハウを蓄積

【地域レベル】



モデルを形成し、横展開

中山間地域等直接支払交付金
多面的機能支払交付金

中山間地域所得確保対策<一部公共>

【令和3年度補正予算額 19,700百万円（優先枠を設けて実施）】

<対策のポイント>

中山間地域において農家所得を確保するため、マーケットや消費者の動向把握、生産・加工・流通・販売の再編（スマートフードチェーンの構築）、国内外の販路拡大に向けた販売戦略の検討等、**地域の農業所得確保に向けた計画の策定と実践を支援**します。

<事業目標>

中山間地域の所得向上に資するなど、新たに地域資源を活用した取組等を行う地区を250地区創出 [令和6年度まで]

<事業の内容>

中山間地農業ルネサンス事業の地域別農業振興計画を策定済みの地域において、**地域の農業所得確保に向けた実践的な計画策定と実践を支援**します。計画策定に際しては、マーケティングの専門家など、第三者の参画を得て所得確保の確実性を高めるものとします。

1. 中山間地域所得確保推進事業

100百万円

- ① マーケット調査
国内市場、海外市場に関する調査を実施します。
- ② 消費者動向調査
農産物、農産物加工品に関する動向調査を実施します。
- ③ 生産・加工・流通・販売現況調査・分析
地域において、農業生産、農産物加工、それらの流通、販売に関する現況を調査・分析し、生産から販売までのネットワークの再構築やスマートフードチェーン構築を検討を実施します。
- ④ 生産・販売戦略の検討
これらの調査結果等を踏まえた国内販売や輸出戦略の検討を実施します。
- ⑤ **中山間地域所得確保計画の作成**
販売額の増加（10%以上）、流通・加工コストの削減（10%以上）のいずれかの目標を設定します。
- ⑥ **計画の実践**（販路拡大、スマートフードチェーンの構築等）

2. 関連事業による優先枠の設定

19,600百万円

<事業の流れ>

定額



国

定額



都道府県

定額



市町村

定額



農業者団体等

<事業イメージ>

中山間地域所得確保推進事業【1億円】

中山間地域の所得確保に向けた計画作成に必要な取組を選択して実施

【対象地域】 特定農山村地域、振興山村地域、過疎地域、半島振興地域、離島振興地域、豪雪地帯対策特別措置法の特別豪雪地帯、急傾斜地帯、農林統計上の中山間地域 等

計画策定に係る調査・調整や農産物の販売戦略の策定、マーケティング調査など販路拡大の取組等
【実施主体】 地方公共団体等 [補助率] 定額（最大500万円/地区）



マーケット調査、消費者動向調査

生産・加工・流通・販売分析

生産・販売戦略の検討

中山間地域所得確保計画の作成

販路拡大等、計画の実践

関連事業による優先枠の設定【196億円】

事業実施計画に以下の関連事業を位置つけた地域は、優先的に採択・配分

- 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進
- 産地生産基盤パワーアップ事業
- 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）
- 鳥獣被害防止総合対策

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3502-6286）

<対策のポイント>

山村の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大を図る取組を支援します。

<事業目標>

中山間地域の特色を活かした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 山村活性化対策事業

山村振興法に基づき指定された振興山村において、農林水産物等の消費の拡大や域外への販売促進、付加価値の向上等を通じた地域経済の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト活動（組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等）を図る取組の試行実践等）を支援します。

【交付率：定額（上限1,000万円/地区）、実施期間：上限3年間】

2. 商談会開催等事業

① 商談会開催支援
バイヤーとの商談会やWEBサイト上のマッチング商談会の開催など、山村の地域資源を活用した商品の販路開拓に向けた取組を支援します。

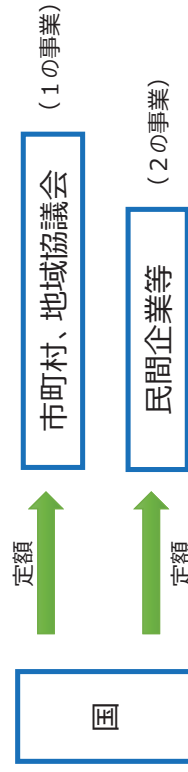
② 山村振興セミナー支援

地域資源を最大限活用した新ビジネスの創出をより効果的に実施するため、商品づくりに必要なマーケティングのノウハウに係る基礎講習、ビジネスモデル作成に関する実践力を養う企画コンペ形式のワークショップの実施を支援します。

【交付率：定額、実施期間：1年間】

※ 下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>



農山漁村振興交付金のうち 農山漁村発イノベーション対策

【令和4年度予算概算決定額 9,752 (9,805) 百万円の内数】

<対策のポイント>

農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、新事業や付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等を支援します。

<事業目標>

農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体 [令和7年度まで]）等

<事業の内容>

1. 農山漁村発イノベーション推進支援事業

2次・3次産業と連携した加工・直売にかかる商品開発、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を新分野で活用した商品・サービスの開発、これらにかかる研究開発等を支援します。
(上限500万円/事業実施主体)

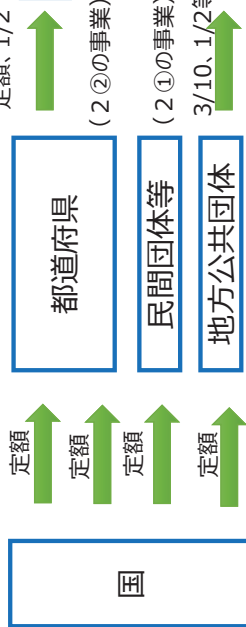
2. 農山漁村発イノベーションサポート事業

- ① 中央サポートセンターにおいて、都道府県サポートセンターと連携した支援を実施するとともに、高度な専門家の派遣を通じた重点的な伴走支援や農山漁村で新事業を興す起業家と農山漁村のマッチングの取組等を支援します。
- ② 都道府県サポートセンターによる農山漁村発イノベーションに取り組む事業者への伴走支援や地方公共団体による農山漁村発イノベーションに取り組む人材の育成等の取組等を支援します。

3. 農山漁村発イノベーション等整備事業

- ① 農山漁村活性化法に基づき、都道府県や市町村が作成した活性化計画の実現に向けて、農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。
- ② 六次産業化・地産地消法に基づき、農林漁業者の組織する団体等が作成した総合化事業計画等の実現に向けて、加工・販売施設等の整備を支援します。

<事業の流れ>



※ 下線部は拡充内容

<事業イメージ>

農産物を利用した新商品開発



エネルギー事業



森林を利用したヒーリング事業



農産物を利用した新商品開発



農山漁村発イノベーションサポート事業



農山漁村発イノベーション等整備事業



農産物直売所

集出荷・貯蔵・加工施設

地元食材を使用したレストラン

【お問い合わせ先】

(1、2の事業) 農山漁村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)
 (3の事業) 農山漁業者の組織する団体等 (03-3501-0814)

農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)のうち 農山漁村発イノベーション推進支援事業

【令和4年度予算概算決定額 9,752 (9,805) 百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村発イノベーションを推進し、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図るため、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を新分野で活用した商品・サービスの開発やこれらに係る研究開発等の取組を支援します。

<事業目標>

農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業者数の増加（100事業者体〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農山漁村発イノベーション推進支援事業

農山漁村発イノベーションの実施に必要な**経営戦略策定、販路開拓、ビジネスアイデアの創出、研究・実証事業等の取組**を支援します。

(支援対象の取組)

- ① 2次・3次産業と連携した加工・直売の推進
- ② 新商品開発・販路開拓の実施
- ③ 直売所の売上向上に向けた多様な取組
- ④ 多様な地域資源を新分野で活用する取組
(※取組に係る簡易な施設整備も支援対象)

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2（上限500万円/事業期間）】

- ⑤ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

【事業期間：上限2年間、交付率：定額（上限500万円/事業期間）】

【留意事項】

事業の実施にあたって、①～⑤の取組を複数組み合わせ実施することも可能（ただし、交付額の上限は500万円）。

<事業の流れ>



※下線部は拡充内容

<事業イメージ>

- ① 2次・3次産業と連携した加工・直売



業務用一次加工品等の開発

- ② 新商品開発・販路開拓



原料にこだわりの差別化を図ったヨーグルトの開発

- ③ 直売所の売上向上に向けた取組



集出荷システムを導入した直売所の運営

- ④ 多様な地域資源を新分野で活用する取組



森林を利用したセラピー事業

- ⑤ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組



シルクを加工したボディスポンジ

成分分析による新商品開発

農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)のうち 農山漁村発イノベーションサポート事業

【令和4年度予算概算決定額 9,752 (9,805) 百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村発イノベーションの取組を強かに推進するため、専門的な知識を有する人材を活用・派遣する中央・都道府県サポートセンターの取組や、地域の課題と都市部の起業家をマッチングし地域資源の付加価値を生み出す取組、施設給食の地産地消を進めるコーディネート者の育成・派遣等を支援します。

<事業目標>

農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

1. 農山漁村発イノベーション中央サポート事業

- 中央サポートセンターにおいて、都道府県サポートセンターと連携し、中央プランナーやエグゼクティブプランナーの派遣を行うことで、農山漁村発イノベーションに係る高度な課題に対する重点的な伴走支援の取組等を支援します。
- 農山漁村で新事業を興す起業家と農山漁村のマッチングの取組等を支援します。
- 施設給食において、地産地消を促進するためのコーディネーターの育成・派遣の取組等を支援します。

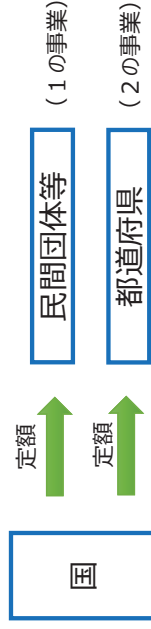
【事業期間：1年間、 交付率：定額】

2. 農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業

各都道府県のサポートセンターにおける、農山漁村発イノベーションに取り組む事業者の経営改善等の多様な課題に対しての伴走支援や農山漁村発イノベーションに取り組む人材の育成等の取組等を支援します。

【事業期間：1年間、 交付率：定額】

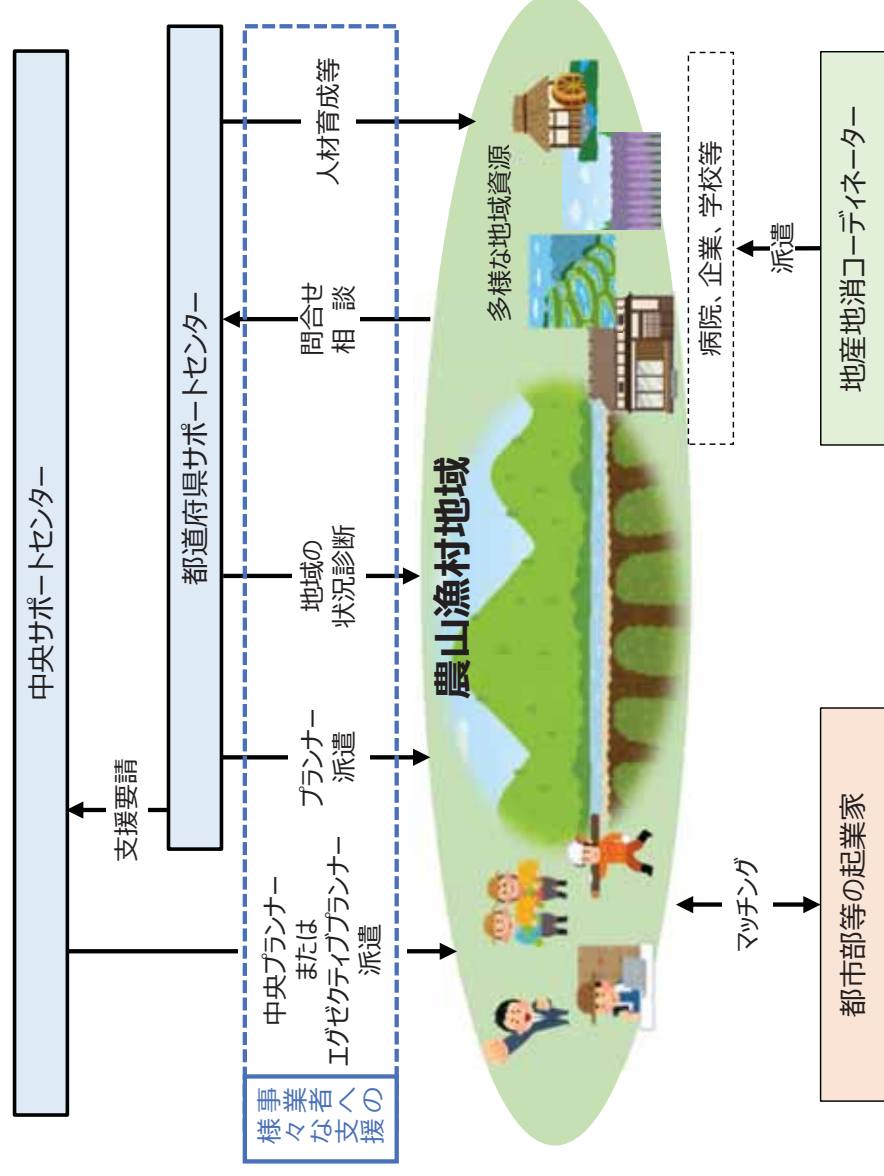
<事業の流れ>



※下線部は拡充内容

<事業イメージ>

専門家派遣



【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)

農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)のうち 農山漁村発イノベーション等整備事業

【令和4年度予算概算決定額 9,752 (9,805) 百万円の内数】

＜対策のポイント＞

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

＜事業目標＞

- 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加 (140人 [令和7年度まで])
- 6次産業化に取り組んでいる優良事業者数の増加 (93事業者 [令和7年度まで])

＜事業の内容＞

1. 定住促進対策型、交流対策型 (旧 農山漁村活性化整備対策)

都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる**農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援**します。

2. 産業支援型 (旧 食料産業・6次産業化交付金のうち6次産業化施設整備事業)

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる、**農産物加工・販売施設等の整備に対して支援**します。

なお、非接触・非対面での作業に対応した加工・販売施設等の整備も可能です。

再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備については、1又は2の**施設整備と同様に設置**する場合に加え、**既存の活性化・6次化施設に追加して設置**する場合も**支援の対象**とします。

＜事業の流れ＞



※ 下線部は拡充内容

＜事業イメージ＞

定住促進対策型、交流対策型

- **計画主体** 都道府県、市町村※1
- **事業実施主体** 都道府県、市町村、農林漁業者団体等
- **事業期間** 原則3年間 (最大5年間)

※1 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の認定が必要



農産物直売所



廃校を利用した交流施設



集出荷・貯蔵・加工施設

産業支援型

- **事業実施主体** 農林漁業者団体※2
中小企業者※3
- **事業期間** 原則1年間

※2 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定が必要
※3 農工商等連携促進法に基づく農工商等連携事業計画の認定が必要



農産物処理加工施設



農家レストラン

発電設備等の整備



太陽光発電設備

販売・交流施設等

電力供給



EV車等への給電設備

農山漁村振興交付金のうち 農泊推進対策

【令和4年度予算概算決定額 9,752 (9,805) 百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の活性化と所得向上を図るため、地域における実施体制の構築、観光コンテンツの磨き上げ、多言語対応やワーケーション対応等の利便性向上、滞在施設等の整備等を一体的に支援するとともに、国内外へのプロモーションや地域が抱える課題解決のための専門家派遣等を支援します。

<事業目標>

都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人【令和7年度まで】）

<事業の内容>

1. 農泊推進事業

- ① 農泊の推進体制構築や観光関係者とも連携した観光コンテンツの開発、Wi-Fi等の環境整備、新たな取組に必要な人材確保等を支援します。
【事業期間：2年間、交付率：定額（上限500万円/年等）】
- ② 実施体制が構築された農泊地域を対象に、インバウンド受入環境の整備やワーケーション受入対応、地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツ開発等を支援します。
【事業期間：上限2年間、交付率：1/2等】

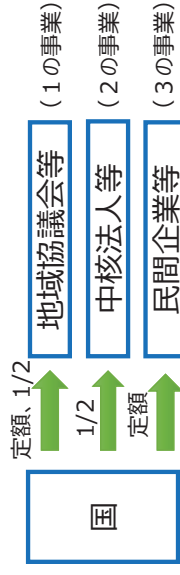
2. 施設整備事業

- ① 農泊を推進するために必要となる古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備を支援します。
【事業期間：2年間、交付率：1/2（上限2,500万円※）】
（※ 遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限1億円）
- ② 地域内で営まれている個別の宿泊施設の改修を支援します。（農家民泊から農家民宿へ転換する場合、促進費の活用可能）
【事業期間：1年間、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域）】

3. 広域ネットワーク推進事業

戦略的な国内外へのプロモーション、農泊を推進する上での課題を抱える地域への専門家派遣・指導、利用者のニーズ等の調査を行う取組等を支援します。【事業期間：1年間、交付率：定額】

<事業の流れ>



<事業イメージ>



地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツの開発



古民家を活用した滞在施設



課題に応じた専門家の派遣・指導



農山漁村振興交付金のうち 農福連携対策

【令和4年度予算概算決定額 9,752 (9,805) 百万円の内数】

<対策のポイント>

農福・林福・水福連携の一層の推進に向け、障害者等の農林水産業に関する技術習得、多世代・多属性が交流・参加するユニバーサル農園の開設、障害者等の作業に配慮した生産・加工・販売施設の整備、全国的な展開に向けた普及啓発、都道府県による専門人材育成の取組等を支援します。

<事業目標>

農福連携に取り組み主体を新たに創出（3,000件 [令和6年度まで]）

<事業の内容>

1. 農福連携支援事業

障害者等の農林水産業に関する技術習得、作業工程のマニュアル化、ユニバーサル農園の運用等を支援します。

【事業期間：2年間、交付率：定額（上限150万円等）】

2. 農福連携整備事業

障害者等の作業に配慮した生産施設、ユニバーサル農園施設、安全・衛生面にかかる付帯施設等の整備を支援します。

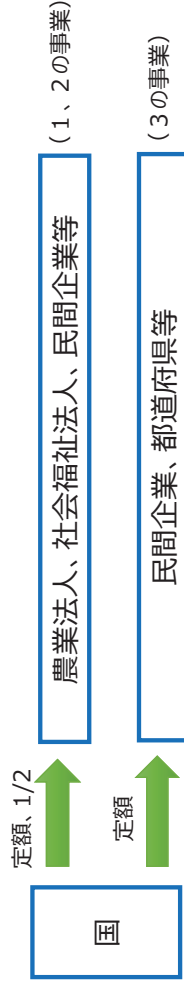
【事業期間：最大2年間、交付率：1/2（上限1,000万円、2,500万円等）】

3. 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

農福・林福・水福連携の全国的な横展開に向けた取組、農福・林福・水福連携の定着に向けた専門人材の育成等を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額（上限500万円等）】

<事業の流れ>



※下線部は拡充内容

<事業イメージ>

1. 農福連携支援事業



農産加工の実践研修



養殖籠補修・木工技術習得



作業マニュアル作成



ユニバーサル農園※の運用

※ 将来の農業現場での雇用・就労を見据え、多世代・多属性の者が利用できる体験農園

2. 農福連携整備事業



苗木生産施設



養殖施設



圃地、園路整備



休憩所、トイレの整備



農業生産施設（水耕栽培ハウス）



圃地、園路整備



処理加工施設

3. 普及啓発・専門人材育成推進対策事業



普及啓発に係る取組



人材育成研修



人材育成研修

（関連事業）優先採択等の優遇措置を実施

- ・強い農業づくり総合支援交付金
- ・林業・木材産業成長産業化促進対策
- ・水産多面的機能発揮対策事業 等

【お問い合わせ先】農村振興局都市農村交流課（03-3502-0033）

農山漁村振興交付金（農福連携対策）

- 農福連携に取り組み農業者や福祉サービス事業者等に対するソフト・ハード一体的な支援
- 都道府県が行う専門人材の育成等を支援



ユニバーサル農園の開設とその支援について

- ユニバーサル農園とは、身近で農業に参画できる市民農園（農業体験農園）の活用を通じて、多世代・多属性の交流・参加の多様な場を農業を通じて生み出すとともに、生きがいづくりや精神的な健康の確保等の様々な社会的課題の解決にも資することを目的とするもの。
- ユニバーサル農園を通じて、多世代・多属性の参加者が、農業の持つ様々な機能に触れることで、その価値が広く認知されるとともに、将来の農業現場での雇用・就労を見据えた農業体験等の提供を通じた農福連携の推進や、農園の導入促進による農地の利用拡大も期待される。

ユニバーサル農園の開設イメージ

多様な開設者

NPO法人
社会福祉法人
民間事業者
農業者
都道府県
市町村 等

市民農園（農業体験農園）の形態で開設

見込まれる効果

※農福連携対策で支援する場合は職業訓練的な農業体験の提供が必須

社会参加を促す効果（職業訓練、協同体験の場）
就農へのチャレンジに向けた技術を習得する場（職業訓練的農業体験の場）や、農作物の栽培や販売、それらを通じた協同体験を通じ、ひきこもりの方など働きづらさを抱える若年・現役世代の社会参加の場を提供

予防・リハビリの効果（生きがいづくり）
農作物の栽培や販売、利用者同士の交流による生きがいづくり等を通じ、介護予防や、高齢者、障がい者等の健康増進・社会参加を図るとともに、高齢者、障がい者等へのケアのためにリハビリ等の場を提供

癒しを提供する効果（精神的健康の確保）
農業の持つ癒しの効果を通じ、精神的不調により休職している社員等のリワークなど、企業の社員等の精神的健康の確保を図る機能を提供

学びを促す効果（農業体験の場）
学生ボランティア等の参画や学校からの協力を得て、子どもが農業を体験的に学ぶ場の提供や、生産された農産物の子ども食堂等への提供を通じた食育の機会を提供

幅広い参加・農地の利用

多様な参加者

高齢者
障がい者
困難を抱える若年・現役世代
学生ボランティア
子ども

●ユニバーサル農園の募集にあたっての障害者等を優先した選考
●農園の区画の一部に車椅子等が通行可能な園路の整備、障害者の利用に対応した区画等の設置
●障害者等の利用に合わせた必要な措置が講じられた施設の整備
●余剰農産物の利用者による個人・共同販売、フードバンク等への提供等を行うことが可能

支援

- 農福連携対策等により開設を支援**
- ユニバーサル農園の導入を進めるため、農福連携対策等により支援（農作業の指導者や福祉の専門家の確保等のためのソフト支援や施設整備の支援等）

更なる効果

- 農地の農業的利用の維持と農地の保全（荒廃農地の再利用等による農園の開設による地域の農地の保全等）
- 生産された農産物を子ども食堂、フードバンクに提供（食育、食の支援）
- 余った農産物を農園の庭先等で販売することによる生きがいづくり
- 農業を身近に感じることに伴って、新規就農者の増加



農山漁村振興交付金のうち 最適土地利用対策

【令和4年度予算概算決定額 9,752 (9,805) 百万円の内数】

<対策のポイント>

地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しするため、地域ぐるみの話し合いを通じ、重要な地域資源である農地の有効活用や粗放的な利用によるモデル的な取組を支援し、土地利用の最適化を推進します。

<事業目標>

地域コミュニティ機能の維持や強化に取り組み、事業目標を達成した地区数（100地区 [令和8年度まで]）

<事業の内容>

1. 農地等活用推進事業

市町村や地域協議会等が、重要な地域資源である農地等を有効活用するため、地域ぐるみの話し合いを通じ、生産基盤や周辺環境を整備するなど、地域の特性を活かした農業の展開や地域資源の付加価値向上を推進します。

- ア 専門家を入れた話し合いや地域の特性を活かした最適土地利用計画等の策定
- イ 水田の畑地化や高収益作物の導入等に係る農地の簡易な整備
- ウ 農業用ハウスや簡易トイレ等農業参入しやすい環境の整備

2. 低コスト土地利用支援事業

市町村や地域協議会等が、重要な地域資源である農地等を低コストで維持するため、粗放的な利用（放牧や環境保全効果が期待される蜜源作物等）によるモデル的な取組を支援するとともに、食料不足等の有事を想定し、当該農地の生産性や有用性を検証します。

① 粗放的農地利用事業

- ア 専門家を入れた話し合いや粗放的利用に係る最適土地利用計画等の策定
- イ 粗放的利用を行うための農地の刈払いや電気牧柵等条件整備
- ウ 蜜源作物等の種苗費や省力化機器の導入等粗放的利用の実証
- エ 保全すべき農地周辺部における鳥獣緩衝帯機能を有する計画的な植林等

② 生産性検証（食料自給力確保）事業

- ア 専門家を入れた有事を想定した安定的な食料生産の実証計画の策定
- イ 食料生産の実証及び実証に必要な要件となる農地の簡易な整備

<事業の流れ>

1/2、定額等



※下線部は拡充内容

地域コミュニティ機能の維持・強化、農山漁村の活性化・自立化

農村における多様な土地利用方策の取組支援



【専門家を入れた話し合い】



【土地利用計画、整備計画の策定】



【農地の簡易な整備】



【蜜源作物の取組】



【放牧の取組】



【高収益作物の導入】



【生産性の検証】



【鳥獣緩衝帯機能を有する植林】

1. 計画の策定（事業主体：都道府県、市町村、土地改良区等／期間：原則2年以内）

(1) 事業実施区域における情報通信技術の利用ニーズ等調査



- 事業実施区域における情報通信技術の利用ニーズ、地形条件、既存の情報通信施設とその利用可能範囲等の諸条件の調査
- 調査結果を基にした情報通信施設の導入規格選定等に関する技術的検討

(2) 専門家の派遣、ワークショップ



- (1)の取組を補完するとともに、地域のニーズに沿った情報通信施設の整備に関する合意形成を促進するための専門家の派遣やワークショップの実施

(3) 機器の試験設置、試行調査



- 事業実施区域における無線基地局と水位センサー等の試験設置
- 送受信機間の電波通信状況の把握等のための試行調査

(4) 整備計画の策定【必須】



- (1)～(3)の成果を踏まえた、施設の整備に向けた「情報通信環境整備計画（仮称）」の策定

2. 取組サポート（事業主体：民間団体／期間：1年以内）【R4拡充】

事業を実施する自治体、土地改良区等の課題解決を全国的にサポートする民間団体の活動

- 全国横断的な課題への対応策の検討及び横展開
- 個別の事業実施地区への専門的な課題へのサポート



計画を作った後は、施設の整備に取り組んでいただく必要があります。

施設整備事業（ハード対策）

国庫補助率：1/2等、期間：原則3年以内
・・・事業主体：都道府県、市町村、土地改良区等

農業農村インフラの管理の省力化・高度化に必要な光ファイバ、無線基地局等の情報通信施設及びこれらの施設を地域活性化やスマート農業に有効利用するための附帯設備の整備を支援します。

(1) 光ファイバ、無線基地局の整備【必須】



光ファイバ



無線基地局

➤ 農業農村インフラ※の管理の省力化・高度化を図るために必要な光ファイバ又は無線基地局等の整備

(2) (1)を活用して農業農村インフラ※の監視、制御を行うための設備の導入



自動給水栓
(遠隔操作型)



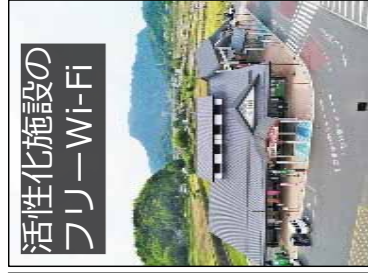
監視カメラ

➤ (1)で整備した光ファイバ及び無線基地局を活用した農業農村インフラの監視、制御のための設備（送受信機等）の導入

(3) 地域活性化やスマート農業のための設備の導入



マルチセンサ
(気温、湿度、風力)



活性化施設の
フリーWi-Fi

➤ (1)で整備した通信施設を地域活性化やスマート農業に活用するための設備（送受信機等）の導入

ポイント

- 整備した通信施設は農業農村インフラの管理に利用していただく必要があります。その上で、地域活性化やスマート農業に有効利用することが可能です。
- 補助の対象は事業実施主体が所有するものが基本です。

※ 「農業農村インフラ」とは、「ほ場、農業用排水施設、農道等の農業生産基盤及び農業集落排水施設、農業集落道、営農雑用水施設、農業集落防災安全施設等の農村生活環境基盤」を指します。

情報通信環境技術(ICT)の活用の効果

ICTによるほ場—水利施設連携による配水管理

■ iDAS（農研機構）の事例
 ICTによりポンプ場から水田の自動給水栓まで連携して制御し、タブレットなどで配水管理ができるシステムの導入により、**水管理の省力化、ポンプ場の消費電力の削減、管内圧力の減少**などの効果を確認

▶ **水管理の省力化**
 ▶ **ポンプ消費電力40%減**
 ▶ **管内圧力の6割減**
 (パイプ破損リスクの低減)

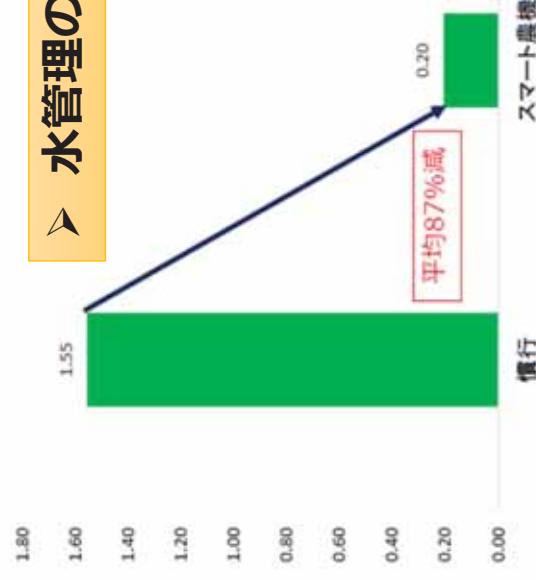


出典：農研機構プレスリリース (2018.11.12)

ICTによる水田の水管理の遠隔・自動化

■ ほ場の水管理の遠隔・自動化システムの導入により、見回り回数の減少により、**作業時間が平均で87%短縮**。
 ■ 適切な水管理の実現により、**冷害対策や高温対策の効果も期待**できる。

▶ **水管理の作業時間87%減**



(単位：時間/10a)

項目	慣行 (a)	スマート農機 (b)	削減率 ((a-b)/a)	調査期間
大規模①	0.29	0.05	82%	7月上~8月下
中山間	3.80	0.55	86%	5月下~9月下
輸出	0.58	0.01	98%	5月中~9月中
大規模②	-	0.86	-	5月上~9月上
平均	1.55	0.20	87%	



自動水管理システム

出典：スマート農業実証プロジェクトによる水田作の実証成果（中間報告）（農林水産省）

農山漁村振興交付金のうち 都市農業機能発揮対策

【令和4年度予算概算決定額 9,752 (9,805) 百万円の内数】

＜対策のポイント＞

都市住民と共生する農業経営を実現するため、都市部での農業体験等の取組や農地の周辺環境対策、防災機能の強化等の取組を支援し、その際、都市農地の貸借促進に係る取組を優先的に支援します。また、今後の都市農業振興に向けた国の施策の方向性に沿ったモデル的な取組を支援します。

＜事業目標＞

都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づき貸借された農地面積（255ha [令和6年度まで]）

＜事業の内容＞

1. 都市農業機能発揮支援事業

都市農業が有する多様な機能を活用した取組を支援するため、アドバイザーの派遣、都市農業に関する税や相続等に関する講習会の開催、都市住民等への都市農業に対する理解醸成や農業・農山漁村への関心を喚起するための効果的な情報発信等の取組等のための全国に向けた取組を支援します。

2. 都市農業共生推進等地域支援事業

① 地域支援型

ア 都市住民と共生する農業経営への支援策の検討や都市農業の多様な機能についての理解醸成、市民農園等の附帯施設の整備や都市農地の周辺環境対策等の取組

イ 都市農業者と都市住民が直接ふれあうマルシェ等の開催による交流促進のための取組

ウ 都市農業の機能である防災機能の維持・強化等の取組等を支援します。

② モデル支援型

国の施策の方向性に沿った取組を、複数の地域が連携して一体的に実施し、当該取組をガイドライン化するなどにより、各地域へ波及させる取組を支援します。

※ 下線部は拡充内容

＜事業の流れ＞

定額



民間団体、地域協議会、市区町村、J A、NPO法人等



＜事業イメージ＞

都市農業機能発揮支援

都市農業アドバイザーの派遣



税や相続に関する講習会



都市住民への理解醸成や効果的な情報発信



● 地域支援型

都市住民と共生する農業経営への支援策の検討



市民農園の整備等

都市住民との交流促進



マルシェ等の開催

防災機能の維持・強化



防災訓練や防災兼用井戸の整備

都市農業共生推進等地域支援

● モデル支援型



農村ファンの拡大



防災機能の強化

地域支援型の取組に合わせ、国の施策の方向性に沿った取組を実施し、ガイドラインなどにより全国に波及させる取組を支援。

貸借



都市農業者
(担い手)

都市農地貸借法に基づき農地の貸借による次世代の担い手づくり等の取組に対し、加 pointsにより優先。

都市農業機能発揮対策（農山漁村振興交付金）

【令和4年度概算決定額 9,752 (9,805) 百万円】の内数

○ 都市住民と都市農業者の共生、都市農業機能の理解醸成、都市農地の防災機能強化等への支援

事業実施主体

○ 地域協議会

【構成員】

- ・ 都市農業者
- ・ 都市住民
- ・ 食品関連事業者
- ・ NPO法人、民間企業、J A
- ・ 市街化区域内農地を有する市区町村等



※ 地域協議会の構成員は、市区町村を含むこと。

地域協議会の取組への支援

○ 都市農業者・都市住民等で組織する団体、NPO法人、民間企業、市区町村、J A 等



マルシェの開催

実践団体の取組への支援

○ 都市農業者・都市住民等で組織する団体、NPO法人、民間企業、市区町村、土地改良区、J A 等
※ 市区町村が構成員又は連携が必須



防災訓練や防災兼用井戸の整備

＜ソフト対策（一部ハード対策を含む）＞

【地域支援型】

都市住民と共生する農業経営の実現

都市住民と共生する農業経営への支援策等の検討及び地域住民等が享受している都市農業の機能についての理解醸成に必要な経費を支援

- 地域の都市住民との農作業体験イベントの開催、無人販売棚の設置、都市住民や他の生産者や食品業者と連携した新たな販売方法の検討等

都市住民と共生する農業経営への支援

都市農地の周辺環境対策等に必要となる以下に掲げる簡易な施設等の整備に必要な経費を支援

- 農薬飛散、臭気、騒音、土ぼこり及びび土砂流出を防止又は低減するための施設
- 農作業体験のための農機具倉庫、簡易トイレ、休憩所等附帯施設その他当該農地の利用に必要な施設

※ 施設整備の実施にはソフト事業の実施が必須

事業実施期間：2年間
（+自主取組：1年間）
交付率等：定額
上限：250万円/年
（ハード事業の上限は150万円又はソフト事業の1.5倍のいずれか低い額）
実施区域：都市計画区域（ハード事業は生産緑地等のみ）

情報発信活動に関する支援

都市農業者と都市住民が直接触れ合うマルシェなどの取組に必要な経費を支援

- マルシェ開催のための資材費（のぼり、横断幕、テント、テーブル、調理器具等）、会場借料、広報費用、運搬費等

事業実施期間：2年間
（+自主取組：1年間）
交付率等：定額
上限：100万円/年
実施区域：都市計画区域（原則、複数の市区町村にまたがる取組に限る）

防災協力農地の機能の強化

都市農地の防災機能を強化するための活動を支援

防災協力農地が持つ防災機能の維持又は強化及び都市住民等への周知

- 防災訓練・炊き出し訓練実施費、防災協力農地の周知のためのポスターやチラシ作成、避難所マップの作成、看板の設置、防災協力農地要綱作成のための調査費用等
- 都市農地の防災機能を強化するために必要な簡易な施設整備
- 防災兼用井戸の設置、住民避難を円滑に誘導するための進入路の拡幅、防災兼用倉庫の設置等

※ 施設整備の実施にはソフト事業の実施が必須

事業実施期間：2年間
（+自主取組：1年間）
交付率等：定額
上限：150万円/年
（ハード事業の上限は50万円又は総事業費の1/2のいずれか低い額）
実施区域：都市計画区域（ハード事業は防災協力農地の指定又は指定見込みで、かつ生産緑地等のみ）

【モデル支援型】

① 都市農業における有機農業等の普及、② 都市における農村ファンの拡大、③ 都市部における防災機能の強化といった国の施策の方向性に沿った取組を複数の地域が連携して一体的に実施し、当該取組をガイドライン化し、各地域へ波及する取組を支援

「ディスプレイカバ―農山漁村の宝」について



「ディスプレイカバ―農山漁村の宝」とは、自立した「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現に向け、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことによる地域の活性化、所得向上に取り組んでいる優良事例を選定し、全国へ発信することを通じて他地域への横展開を図る取組

■ 平成26年度の開始以来、249件を選定

- 第6回選定（R1年度）から個人部門を選定。第8回選定（R3年度）から有識者懇談会委員ごとの特別賞を新設するなど、新たな選定方針により実施。

	第1回 (H26)	第2回 (H27)	第3回 (H28)	第4回 (H29)	第5回 (H30)	第6回 (R1)	第7回 (R2)	第8回 (R3)	計
選定 件数	23	27	30	31	32	36(5)	32(4)	38(4)	249(13)
グランプリ (GP)・ 部門賞等	-	G P 1 特別賞3	G P 1 G P 1 特別賞4	G P 1 G P 1 特別賞5	G P 1 G P 1 特別賞5	G P 1 G P 1 部門賞5	G P 1 G P 1 部門賞5	G P 1 G P 1 部門賞等15	G P 7 部門賞等42

()は個人の選定件数

■ 有識者懇談会により選定地区を決定

- 有識者懇談会には、有識者のほか、内閣官房長官、農林水産大臣、地方創生担当大臣、内閣官房副長官が御出席

有識者懇談会委員

- あん・まくだなど 上智大学大学院教授、慶應義塾大学特任教授
- 今村 司 (株) 読売巨人軍代表取締役社長
- 織作 峰子 大阪芸術大学教授、写真家
- 田中 里沙 事業構想大学院大学学長、(株)宣伝会議取締役
- 永島 敏行 俳優、(有)青空市場 代表取締役
- 林 良博 (座長) 国立科学博物館顧問、東京大学名誉教授
- 藤井 大介 (株)太田原ツーリズム代表取締役社長
- 三國 清三 オテル・ドウ・ミクニ オーナーシエフ
- 向笠 千恵子 フードジャーナリスト、食文化研究家
- 横石 知二 (株) いろどり 代表取締役社長

(五十音順、敬称略)

■ 受賞体系（第8回選定）



■ 総理大臣官邸で選定証授与式と交流会を開催（R3）



■ 知名度向上等に向けて多様な取組を実施



農山漁村地域づくりホットライン

農林水産省では、農山漁村の地域づくりを応援するため、地域の実態や要望や要望を直接把握し、関係府省とも連携して課題の解決を図ることとしています。このため、農山漁村の現場で地域づくりに取り組む団体や市町村等の皆様からの相談を受け付け、地域づくりに関する取組を後押しするための窓口「農山漁村地域づくりホットライン」を開設しました。

＜ホットラインでの主な支援内容＞

- ① 農山漁村における地域づくりの実態や要望・課題をお伺いし、相談者に寄り添い、ともに考えます
- ② 相談内容を踏まえ、他府省を含めた国の支援制度をご紹介します
- ③ 参考となる全国各地の取組事例をご紹介します

※本ホットラインは、地域づくりに関する取組の後押しを目的としており、特定の個人への支援を目的としたご相談は対象となりません。

各県のホットライン

はこちら



＜相談内容のイメージ＞

※ 食料・農業・農村基本計画では、「しごと」、「くらし」、「活力」を3つの柱として農村の振興を進めることとしています。

しごと

- ① 中山間地域等の特性を活かした営農の実現
- ② 地域資源を活用した所得と雇用機会の創出（農山漁村発イノベーション）
例：農村×生物多様性、山村×観光などによる地域資源の高付加価値化 など



中山間地域での営農の確保



地域資源の磨き上げ



農村×福祉（農福連携）

くらし

- ① ための定住条件の整備や生活インフラ地域の将来像についての話し合いやコミュニティ形成の場づくり
② 地域に住み続ける等の確保
例：情報通信環境や地域内交通の確保 など



地域のビジョンづくり



地域内交通の確保・維持



配食サービス

活力

- ① 地域を持続的に支える体制づくり
- ② 関係人口の創出・拡大等を通じた地域を支える人材づくり
- ③ 「人口急減地域特定地域づくり推進法」を活用した若者等の活躍の場づくり など



地域運営組織の形成



関係人口の創出



地域内外の若者の雇用